

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第7条の8 [略] 2 [略] 3 暴風雪警報又は大雪警報発令下において、特殊自動車又は除雪車による除雪作業又は第1項第3号に規定する作業に従事したときの同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号の場合にあっては450円、同項第2号の場合にあっては270円とする。  4～6 [略] 第7条の9 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当及び航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項中「 <u>環境保健研究センター</u> 」とあるのは「 <u>環境保健研究センター、農業研究センター</u> 」と、「若しくは工事の監督」とあるのは「 <u>工事の監督若しくは飼料の生産</u> 」と、職員の特種勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号） <u>第11条の17第4項第1号</u> の表中「行政職給料表1級」とあるのは「 <u>技能職員等給料表各級</u> 」と、同規則第24条第1項第1号中「、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士及び主任通信士」とあるのは「 <u>及び機関長</u> 」と、「職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者」とあるのは「 <u>職務の級2級以上である者</u> 」と、同項第2号中「航海士、機関士及び通信士」とあるのは「 <u>甲板長、操機長及び司厨長</u> 」とする。	第7条の8 [略] 2 [略] 3 <u>暴風雪警報若しくは暴風雪特別警報又は大雪警報若しくは大雪特別警報</u> 発令下において、特殊自動車又は除雪車による除雪作業又は第1項第3号に規定する作業に従事したときの同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号の場合にあっては450円、同項第2号の場合にあっては270円とする。  4～6 [略] 第7条の9 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当及び航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項中「若しくは工事の監督」とあるのは「 <u>、工事の監督若しくは飼料の生産</u> 」と、職員の特種勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号） <u>第11条の17第5項第1号</u> の表中「行政職給料表1級」とあるのは「 <u>技能職員等給料表各級</u> 」と、同規則第24条第1項第1号中「、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士及び主任通信士」とあるのは「 <u>及び機関長</u> 」と、「職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者」とあるのは「 <u>職務の級2級以上である者</u> 」と、同項第2号中「航海士、機関士及び通信士」とあるのは「 <u>甲板長、操機長及び司厨長</u> 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。